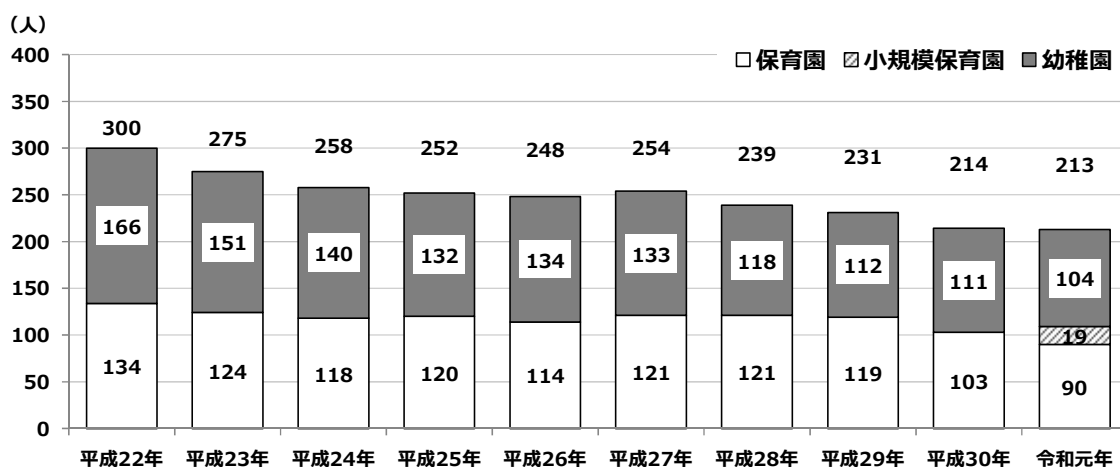


## 第2節 教育・保育施設の状況

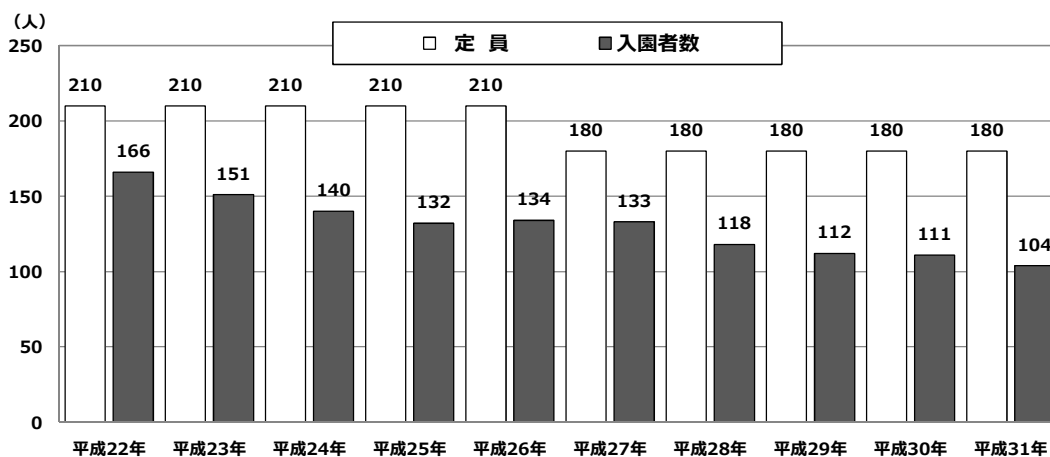
### 1 利用児童数の推移

- 幼稚園利用児童数は、平成22年から令和元年の間で166人から104人に減少しています。一方、保育園利用児童数は、平成22年から令和元年の間で、134人から109人と減少しています。
  - 全体では、平成27年に若干増加しましたが減少傾向です。
- 幼稚園及び保育園の利用児童数の推移



### 2 幼稚園の利用状況

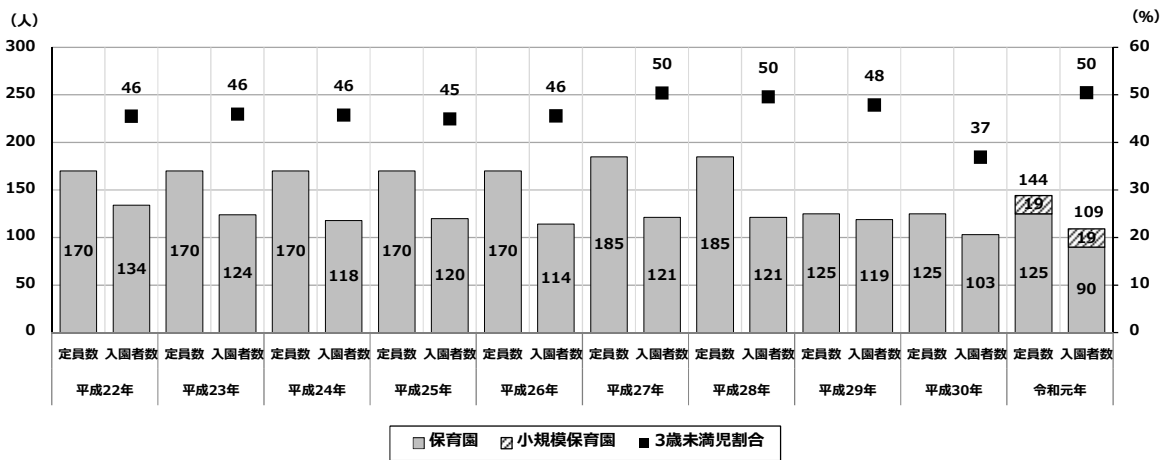
- 入園者数は、平成22年から平成25年まで減少し、平成26～27年に若干増加し、その後減少傾向となっています。
  - 定員数は、平成27年以降180人になって以降変化はありません。
  - 令和元年の入園者数は、定員の6割弱となっています。
- 幼稚園の定員数、入園者数の推移



### 3 保育園の利用状況

- 入園者数は、平成 22 年から令和元年までの 9 年間で、多少の増減を繰り返している状況です。
- 3 歳未満児の利用割合は平成 25 年まで横ばいとなっており、平成 27～平成 28 年は 50%となり、平成 30 年は 37%、令和元年は 50%となっています。
- 定員数は、平成 22 年から平成 26 年まで変化はありません。平成 27 年に若干増加しましたが、平成 29 年に減少。令和元年に再び増加し 144 人となっています。定員に対する入園者数は、令和元年で 7 割五分となっています。

■ 保育園の定員数、入園者数、3 歳未満児利用の割合の推移



### 4 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

#### ○ 事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設で、芦別市では、平成 26 年 4 月 1 日から市立芦別病院院内保育所「きらら」が開設し、市立芦別病院と中野記念病院と共同で運営されています。

【施設数】 1 箇所（うち、院内保育施設 1 箇所）

【児童定員】 15 人

#### ○ ベビーホテル

①夜 8 時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設のことをいいます。

芦別市には、認可外保育施設のうちベビーホテルに該当する施設はありません。

### 3 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。芦別市では、芦別小学校内と上芦別小学校内の2箇所を実施しています。

#### [提供区域 芦別小学校区]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	24	25	21	17	21
(2年生)	25	22	21	18	14
(3年生)	16	20	15	15	13
(4年生)	10	10	12	9	9
(5年生)	3	2	2	3	2
(6年生)	2	1	1	1	1
量の見込み(合計)	80	80	72	63	60
確保の内容	80	80	80	80	80

#### [提供区域 上芦別小学校区]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1年生)	8	8	7	5	6
(2年生)	7	6	6	5	4
(3年生)	11	13	11	11	9
(4年生)	3	3	3	3	3
(5年生)	1	1	1	1	1
(6年生)	3	3	2	2	3
量の見込み(合計)	33	34	30	27	26
確保の内容	40	40	40	40	40

#### ●新・放課後子ども総合プランの取組方針

【令和6年度までの取組方針】

- 新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。
- 放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。

## 第2節 役割

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

北海道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

芦別市は、子ども・子育て支援法に基づき「芦別市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、事業の提携体制の確保や円滑な実施に向けての計画など、国及び北海道と緊密な連携を図ることとします。

### ① 行政の役割

社会情勢や経済情勢、国の施策の動向に的確かつ柔軟に対応しながら「自助」・「共助」・「公助」の原則と「協働」による子育て支援を堅持しつつ、行政が担うべき事業の見直しに努めます。

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

### ② 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有します。

- 人権を尊重し、愛情と責任を持って接する
- 規則正しい生活リズム・習慣を身につけさせる
- 家庭や社会のルールを身につけさせる

### ③ 学校の役割

幼稚園・保育園・小学校間における情報交換の徹底と、教育と福祉の連携も含めた継続的な支援体制づくりを図ります。

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

### ④ 地域の役割

核家族化の進行などにより、近隣住民との交流が希薄化する今日、子育て家庭に対し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等に